どうかについて評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、入札に参加しようとする者に対し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び入札説明書に示した必要な証明書類の写し（以下「資料等」という。）の提出等を義務づけるものとする。

⑺　本工事は、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の規定に基づいて作成した基準を下回る場合、予決令第86条の規定に基づく調査を実施するものである。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況及び施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　農林水産省大臣官房経理課における「土木一式工事」に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、農林水産省大臣官房経理課長（以下「経理課長」という。）が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。

⑷　農林水産省大臣官房経理課における「土木一式工事」に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観点数が、1,250点以上であること。ただし、上記２の⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が、1,250点以上であること。

⑸　同種工事の施工実績を有すること。

①　平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有することとする。

②　同種工事とは、元請けとして受注した除染工事又は土壌汚染対策工事の施工実績とする。

なお、公共工事にあっては、工事成績評定表の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

③　施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要（対象面積、除去物質の種類・数量等）を記載する。

④　共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。

⑹　本工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

①　当該技術者は、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の経験を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１人の配置予定技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、同種工事については、上記２の⑸の要件と同じであるが、上記２の⑸で記載した工事と同一のものでなくともよい（会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も対象とする。）。

また、公共工事にあっては、工事成績評定表の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

②　配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号に該当する者であること。なお、建設業法に示す実務経験とは「土木」とする。

また、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（土木）及び監理技術者講習修了証（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）を有する者又は建設業法第15条第２号で定める者であること。

③　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認申請書受付日以前に３ヶ月以上あること。なお、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付できること。

④　配置予定技術者の共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。

⑤　配置予定技術者が申請時において他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職、本工事と重複する場合の対応措置を記載する。

⑺　本工事に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体として資料等を提出することはできない。

⑻　申請書及び資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、経理課長から「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（詳細は入札説明書による。）

⑾　次の事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為の有無　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不正行為による指名停止、虚偽の技術資料の提出等

②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の有無

③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け改善を行っていない等の有無

④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等の有無

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、経理課長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　提出された資料等（入札説明書による）が適正であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

①　技術提案

②　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「加算点」の最高点を30点、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。

②　「加算点」の算出方法は、上記３の⑴の①について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値の最も高い者に30点、その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

③　「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリングにより、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

なお、「施工体制評価点」の評価結果に応じて、「加算点」を減じる措置を行う。